

全国建築系大学教育連絡協議会の設立趣旨

2006年12月 社団法人日本建築学会

2006年12月、第165回臨時国会で成立した「建築士法の一部を改正する法律案」においては、一級建築士試験の受験要件が改正された。このような時期に、教育機関側の共通認識の醸成と課題の抽出、意見交流のための「全国建築系大学教育連絡協議会」の設置は、大きな必要性和意義があると考えられる。

(1) 建築士法の改正において、後手に回った大学の対応

建築士の教育に関する受験要件は、現行の建築系大学等に認定された一級建築士の教育プログラムを修業した者から、今後「国土交通大臣の指定する建築に関する科目を履修して卒業する者」へ、実務経験に関しては「建築に関する実務として国土交通省の定めるものの経験を2年以上」に変更する内容になっている。

大学教育に大きな影響が予想されるとともに憂慮されるこうした改正では、教育機関への事情聴取や大学などが旨とする内部的な教育条件とのすりあわせが必要であるが、十分に調整が行われたとは言えない。また大学側の対応は非常に遅れたもので、後手に回ったと言える。近い将来、この改正の具体内容が施行されるという。早急に、大学等の教育機関の意見を集約し、具体内容の検討に反映させる必要がある。

(2) 専門性の高い建築教育の質向上の必要性

戦後の建築系大学教育の進歩は、教育プログラムの整備・近代化という点に特徴がある。大学の特徴の違いはあるが、いずれも課題を抱えている。共通には、社会の需要に幅広くまた高度に対応する必要がある教育内容を、今後一層質の向上を図ることが期待される。建築教育の国際的な流通性も、課題である。これらの課題は、今後教育機関の共通課題として取り組まれる、解決を促進すべきであろう。

(3) 予想される建築士法改正と教育への影響

建築士法の改正における学歴要件の変更は、現行から「国土交通大臣の指定する建築に関する科目を履修して卒業する者」に改正される。現在、大学では、一級建築士の受験資格となる教育プログラムを履修できることを標榜しているが、今後は変化すると考えられる。建築学科等の卒業生でなく、国が指定する授業科目を履修した学生に受験資格が与えることになる。また必要履修科目の指定については、明確にされていない。

これに対して、建築学会は迅速に意見を集約しすでにパブコメの発表および住宅局長への要望書提出を行った。教育の改革の必要性を認めつつも、現行の大学ごとのプログラム

の認定、更新性の導入、および個人の履修条件認定の3点の必要性を主張している。

大学院の実務資格認定の廃止については、実務経験は管理建築士のもとでの工事監理経験および設計経験を前提にすることになるといわれている。このような内容の教育は、現行の大学院教育では容易に行えないので、実務経験認定廃止は大学院入学者への抑制的な影響を与えることが憂慮される。要望の中で、専門的・実務的な教育内容を提供する教育機関には、あらためて実務条件の認定を行うように要望したが、教育機関側の教育内容の工夫が問われるところである。このことは計画系のみならず、構造系・環境系等の大学院の分野においても同様に問題であるが、より困難な内容であろう。

また大学院入学者が抑制されるならば、現行の大学院教育が果たす役割に重大な影響があり、建築関連の技術開発など国家的な損失となるおそれがある。

これらは2006年8月24日付けで建築学会の要望として提出されたが、今後は大学等の教育機関の組織（本協議会など）が、その団体として要望を行うことが期待される。

(4) アメリカ等における大学教育機関団体の組織化と行動力

アメリカでは、建築系の大学連合が歴史的な伝統を有しており、建築士資格との関係で教育条件を共通化するなどに、発言力を有している。他の外国においても、現在調査中であるが、同様な発言力を持つ団体が存在していると予想している。

(5) 建築学会の社会貢献として

大学を組織化する「全国建築系大学教育連絡協議会」は、大学自身が設置し、運営すべきものである。しかし事態に対応するために、大学人が組織を迅速に設置できるとは思われない。また仮に大学人だけの組織が成立したとしても、「協議会」が緊急の課題に即座に現実的に対応できるとは考えられないことを配慮すると、現下の大きな課題に対応するためには、建築学会として「協議会」を設置し支援することが望ましいと考えられる。